



平成30年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

平成29年12月25日

上場会社名 株式会社ストライク 上場取引所 東
 コード番号 6196 URL http://www.strike.co.jp/
 代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 荒井 邦彦
 問合せ先責任者（役職名） 取締役兼執行役員管理（氏名） 中村 康一（TEL）03-6865-7766
 四半期報告書提出予定日 平成30年1月15日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 平成30年8月期第1四半期の業績（平成29年9月1日～平成29年11月30日）

（1）経営成績（累計）（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年8月期第1四半期	704	3.1	233	△8.8	233	△8.8	159	1.3
29年8月期第1四半期	682	—	256	—	256	—	157	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
30年8月期第1四半期	16.48	—
29年8月期第1四半期	17.62	16.56

- （注）1. 当社は、第1四半期の業績開示を平成29年8月期から行っているため、平成29年8月期第1四半期の対前年同四半期増減率を記載しておりません。
 2. 平成30年8月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 当社は、平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、平成29年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
30年8月期第1四半期	4,126	3,749	90.9
29年8月期	4,507	3,744	83.1

（参考）自己資本 30年8月期第1四半期 3,749百万円 29年8月期 3,744百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年8月期	—	0.00	—	16.00	16.00
30年8月期	—	—	—	—	—
30年8月期（予想）	—	0.00	—	18.00	18.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成30年8月期の業績予想（平成29年9月1日～平成30年8月31日）

（%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期（累計）	1,769	26.1	637	7.3	638	7.3	436	14.4	45.12
通期	3,531	14.2	1,326	15.3	1,328	16.0	909	13.2	93.99

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)

30年8月期1Q	9,677,100株	29年8月期	9,677,100株
30年8月期1Q	一株	29年8月期	一株
30年8月期1Q	9,677,100株	29年8月期1Q	8,938,800株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数 (四半期累計)

(注) 当社は平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、平成29年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式数(普通株式)を記載しております。

※ 四半期決算短信は四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	5
(継続企業の前提に関する注記)	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	5
(重要な後発事象)	5

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、衆議院議員選挙の与党圧勝や、ドル高・円安が進行したことが背景となり、日経平均株価が26年ぶりに23,000円台を上回るなど、高値への警戒感はありますが、景気は堅調に推移しております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、中小企業庁が平成28年12月に公表した事業承継ガイドラインによると、中小企業の経営者年齢のピークが過去20年間で44歳から66歳と高齢化が進んでおり、企業の後継者問題などを背景に、市場は拡大傾向が続いています。また、税制改正においても事業承継税制の見直しについて積極的な議論がなされるなど、事業承継への対応は国家的な課題となっており、M&Aはその有力な解決策の一つとして認知されつつあります。

このような環境下、当社は、営業面では、平成29年9月には長野で、また、平成29年10月と11月には全国15か所で企業経営者様向けのセミナーを開催し、事業承継型M&Aの活用事例を示し、実際に会社を譲渡された元経営者の体験について講演することで、積極的に新規顧客の開拓を図りました。さらに、平成29年9月には、事業拡大に応じて、福岡営業所を移転いたしました。加えて、人員面におきましては、更なる受託案件の増加に向けて積極的な採用活動を行い、当第1四半期累計期間においてM&Aコンサルタントを7名増員いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間においては、M&Aコンサルタントの増加に伴って案件成約組数が計24組（前年同期17組）と四半期ベースで過去最高の組数となったものの、前年同期にあった大型案件の反動減により案件成約単価が下落し、売上高は704百万円（前年同期比3.1%増）となりました。また、事業拡大に向けて積極的な採用を行い人件費が増加したことに伴い、営業利益は233百万円（前年同期比8.8%減）、経常利益は233百万円（前年同期比8.8%減）、四半期純利益は159百万円（前年同期比1.3%増）の業績となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 財政状態に関する説明

(資産の部)

当第1四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ401百万円減少し、3,911百万円となりました。これは主として現金及び預金が459百万円減少したものの、売掛金が57百万円増加したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ20百万円増加し、214百万円となりました。これは主として有形固定資産が8百万円増加し、投資その他の資産が12百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ382百万円減少し、338百万円となりました。これは主として賞与引当金が84百万円増加したものの、未払法人税等が163百万円減少し、その他流動負債が316百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べ3百万円減少し、37百万円となりました。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ5百万円増加し、3,749百万円となりました。これは、主として利益剰余金が配当により154百万円減少したものの、四半期純利益により159百万円増加したことによるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成29年9月29日に発表いたしました平成30年8月期業績予想につきましては、現時点において変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,158,156	3,698,889
売掛金	93,618	151,500
その他	62,445	62,310
貸倒引当金	△562	△909
流動資産合計	4,313,658	3,911,792
固定資産		
有形固定資産	43,632	51,885
無形固定資産	2,068	1,913
投資その他の資産	147,915	160,600
固定資産合計	193,616	214,399
資産合計	4,507,275	4,126,192
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,130	33,683
未払法人税等	241,558	78,549
賞与引当金	—	84,813
その他	457,537	141,471
流動負債合計	721,225	338,517
固定負債		
その他	41,455	37,686
固定負債合計	41,455	37,686
負債合計	762,680	376,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,741	823,741
資本剰余金	801,491	801,491
利益剰余金	2,115,459	2,120,104
株主資本合計	3,740,692	3,745,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,902	4,649
評価・換算差額等合計	3,902	4,649
純資産合計	3,744,594	3,749,988
負債純資産合計	4,507,275	4,126,192

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成28年9月1日 至平成28年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
売上高	682,608	704,085
売上原価	229,060	234,881
売上総利益	453,547	469,203
販売費及び一般管理費	197,206	235,418
営業利益	256,341	233,784
営業外収益		
受取利息	1	27
その他	8	24
営業外収益合計	9	51
経常利益	256,350	233,836
税引前四半期純利益	256,350	233,836
法人税、住民税及び事業税	129,230	76,404
法人税等調整額	△30,342	△2,048
法人税等合計	98,887	74,356
四半期純利益	157,462	159,479

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成29年11月30日付けの取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、第2回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議し、平成29年12月15日に発行いたしました。

新株予約権の数	1,205個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式120,500株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり3,600円 (新株予約権の目的である株式1株当たり36円)
新株予約権の行使価額	1株当たり4,915円
新株予約権の行使期間	平成31年12月1日から平成34年11月30日まで (ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の割当対象者	当社取締役 2名 350個(35,000株) 当社従業員 38名 855個(85,500株)
新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、平成30年8月期における当社の損益計算書(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)に記載された営業利益(本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。)が13億円を超過しており、かつ、平成31年8月期乃至平成32年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。